平成１２年７月１１日
評　　議　　会

東京大学セクシュアルハラスメント防止宣言

＜宣言＞

東京大学のすべての構成員は、男女の本質的平等と個人の尊厳を深く認識する。この見地から、学術の教育・研究の場である大学にふさわしい環境づくりを目指して、 他の人に不快感を与える性的言動を行わない決意を表明し、そのような言動を防止するための万全の配慮と不断の努力を行うことを宣言する。

＜基本理念＞

セクシュアルハラスメント（他の人を不快にさせる性的言動）は、性的嫌がらせであるだけでなく、人格権の侵害ともなりうる。もとより性による上下や優劣は存在しない。しかしながら、「快・不快」の感覚をはじめとして男女間や個人により様々な違いがあることも事実である。また大学は、教職員以外に学生を主要な構成員とすることで、一般社会とは異なる固有の力関係を内包している。本学のすべての構成員がこれらの点を十分認識した上で、いかなる立場であれ、男女の真の平等を正しく理解し、性別にかかわらず互いの人格を尊重するという意識を強く持つことが、大学に相応しい教育・研究環境を維持し、発展させるために不可欠である。

＜行動指針＞

１　セクシュアルハラスメントについて正しく理解する。
２　「倫理と体制の綱領」に基づきセクシュアルハラスメント防止のための具体的努力を行う。
３　問題が生じた場合、速やかに勇気ある厳正な措置をとる。
４　問題が生じた場合、当事者以外の構成員は理解を示し協力する。

＜防止体制＞

１　ハラスメント防止委員会等を設置し、防止対策と啓発活動を全学的に行う。
２　ハラスメント相談所を設置して、相談を受け付ける複数の窓口を提供する。
３　被害者本位の苦情処理体制を確立する。